

平成26年第2回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成26年3月10日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 閉 会	平成26年3月20日 午前9時 平成26年3月20日 午前9時47分			議長 武富 久	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	田 中 宏 之	○	6	吉 岡 隆 幸	○
	2	大 隈 敏 弘	○	7	土 淵 茂 勝	○
	3	井 上 敏 文	○	8	古 賀 戊	○
	4	坂 井 正 隆	○	9	西 原 好 文	○
	5	池 田 和 幸	○	10	武 富 久	○
会議録署名議員	2 番	大 隈 敏 弘	3 番	井 上 敏 文	4 番	坂 井 正 隆
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	田 中 源 一	○	町 民 課 長	平 川 智 敏	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	谷 口 学	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	川 久 保 義 文	○
	総務企画課長	相 原 守	○	教 育 課 長	小 林 孝	○
	建 設 課 長	柴 田 敏 彦	○	会 計 室 長	田 中 盛 方	○
	福 祉 課 長	北 島 博	○	こ ども 応 援 課 長	鶴 崎 智 子	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	武 富 利 夫				
	書 記	古 賀 ケイ子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成26年3月20日

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 議案第4号 江北町学校いじめ問題調査委員会設置条例の制定について
- 日程第3 議案第5号 江北町先進的ICT活用教育推進事業整備基金条例の制定について
- 日程第4 議案第6号 江北町農産加工所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第8号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第9号 江北町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第10号 江北町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第11号 江北町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第12号 江北町集会所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第13号 江北町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第14号 江北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第15号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第14 議案第16号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第17号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第18号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第19号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第20号 平成26年度江北町一般会計予算
- 日程第19 議案第21号 平成26年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算
- 日程第20 議案第22号 平成26年度江北町国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第21 議案第23号 平成26年度江北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第24号 平成26年度江北町水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第25号 平成26年度江北町下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第26号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第25 意見案第1号 T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書
- 日程第26 意見案第2号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

午前9時 開議

○武富 久議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成26年第2回江北町議会定例会会期11日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は委員長報告、討論、採決となっておりますが、ただいま議案第26号及び意見案第1号、意見案第2号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第26号及び意見案第1号、意見案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第26号及び意見案第1号、意見案第2号を上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。

○議会事務局長（武富利夫）

（朗読省略）

○武富 久議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。

○町長（田中源一）

おはようございます。それでは、議案第26号の提案理由の説明をいたしたいと思います。

平成25年度江北町一般会計補正予算（第8号）。一般会計の補正額は、190万円を追加し、

歳入歳出予算総額を43億8,812万2千円とするものです。

今回の追加補正予算は、病後児保育を委託しているスマイルルーム利用者数の増加に伴い、委託料加算分を追加して補正予算をお願いするものです。

なお、今回の補正予算の財源としましては、県補助金及び町税であります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○武富 久議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。意見案第1号、意見案第2号は、会議規則第36条第3項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、意見案第1号、意見案第2号の趣旨説明を省略することに決しました。

日程第1 委員長報告

○武富 久議長

日程第1. 委員長報告を議題といたします。

会期3日目に各委員会に付託しました議件に関し、各委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長古賀成君。

○古賀 成総務常任委員長

皆さんおはようございます。総務常任委員長報告をいたします。

今期3月議会定例会会期3日目の3月12日、私たち総務常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第4号 江北町学校いじめ問題調査委員会設置条例の制定について、議案第5号 江北町先進的ICT利活用教育推進事業整備基金条例の制定について、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第9号 江北町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例について、議案第10号 江北町防災会議条例の一部を改正する条例について、議案第11号 江北町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、議案第12号 江北町集会所施設の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例について、議案第13号 江北町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第14号 江北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第15号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第7号）の歳入全部と歳出のうち、款1. 議会費、款2. 総務費、款3. 民生費、款4. 衛生費のうち項1. 保健衛生費の目1. 保健衛生総務費、目2. 予防費、款7. 商工費、款9. 消防費、款10. 教育費、款12. 公債費、款13. 諸支出金、議案第17号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

以上の付託事件について、3月17日、18日の2日間、全委員出席のもと、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、議案第4号、議案第7号については賛成多数、その他の議案は全員賛成であり、よって、付託事件全て可決すべきものと決しました。

なお、18日には、江北町老人福祉センター別館と江北町農産加工所の現場を視察、研修いたしました。農産加工所については、現場視察いたしました。一抹の不安を感じました。私は総括審議のときに産業課長の説明もいま一つわかりませんでした。行政財産と指定管理の問題等々も私の不勉強で一抹の不安を私自身感じております。農産加工所として、あのスペースで、あるいはあの機材で果たして農産加工所として投資効果があらわれるのかどうか、現場を視察して、私だけじゃなくて総務常任委員会、ある程度の皆さん方も一抹の不安を感じたんじゃないかならうかと思っております。

しかし、総括審議のときに、副町長の説明、あるいは町長が問題なくやると、問題ないということで私は総括審議のときに安心をしておりましたが、現場視察したけれども、やはりまた逆に一抹の不安を感じた次第であります。老人福祉センターと農産加工所、要は運営の中身であり、いかに業者がうまくタッグを組んでやっていくかであろうかと思っております。今後、老人福祉や子育て等に田中町政は力を入れておられますので、子育て支援の充実が図られ、農産加工所ともうまくやっていけるのではないかとはい思いますが、ひとつ現地を視察した感想をつけ加えておきます。

以上、総務常任委員長報告を終わります。

○武富 久議長

次に、産業常任委員長池田和幸君。

○池田和幸産業常任委員長

おはようございます。それでは、委員長報告を行います。

今期3月議会定例会会期3日目の3月12日、私たち産業常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告します。

付託事件、議案第6号 江北町農産加工所の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第15号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第7号）歳出のうち、款4. 衛生費のうち項1. 保健衛生費の目3. 環境衛生費、項2. 清掃費、款6. 農林水産業費、款8. 土木費、議案第16号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第4号）、議案第18号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第19号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

以上の付託事件について、3月17日、18日の2日間にわたり、全委員出席のもと、執行部からの各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、全議案とも原案どおり異議なく全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、3月18日には、議案第6号での審査を受け、新しく施行された農産加工所を視察、次に、門前～観音下線付近の工事状況と新町営住宅の建設地を視察いたしました。上小田地区は交通量もあり、歩行者に対しての配慮と工事の安全をお願いいたします。

以上、委員長報告を終わります。

○武富 久議長

続きまして、予算特別委員長池田和幸君。

○池田和幸予算特別委員長

予算特別委員長報告をいたします。

今期3月議会定例会会期3日目の3月12日、私たち予算特別委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告します。

付託事件、議案第20号 平成26年度江北町一般会計予算、議案第21号 平成26年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算、議案第22号 平成26年度江北町国民健康保険事業特別会計予算、議案第23号 平成26年度江北町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 平成26年度江北町水道事業特別会計予算、議案第25号 平成26年度江北町下水道事業特別会計予算。

以上の付託事件について、3月13日、14日、17日の3日間にわたり、全委員出席のもと、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、議

案第21号、25号は全員賛成、議案第20号、22号、23号、24号は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○武富 久議長

各委員長の審査報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

本日の議事日程により、逐次、討論、採決をいたします。

日程第2 議案第4号

○武富 久議長

日程第2. 議案第4号 江北町学校いじめ問題調査委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。7番土淵君。

○土淵茂勝議員

おはようございます。土淵茂勝です。江北町学校いじめ問題調査委員会設置条例(案)に反対をいたします。

反対理由の第1は、今回、町が提出した条例案は、いじめ防止対策推進法第28条の第1項に基づくものとしておりますが、法第28条第1項の中の1、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」、2、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」となっております。今現在、江北町小・中学校にはそのような現状はありません。設置条例をつくる根拠にらないと思います。

2点目、設置条例(案)は、調査委員会を5人で構成するとして、その中に警察関係者を含んでおりますが、いじめ問題を取り扱うにふさわしくありません。警察の目的は、犯罪の防止、治安の維持などを主な任務とした公の権力、公権力として特別な組織となっております。人権を最も配慮しなければならないこのような調査委員会には弁護士などの人材が配置されるべきです。

3点目、この設置条例（案）には「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」などの秘密保持の規定がありません。

このように、条例案には不備があります。

いじめ問題に対処する上で、まず学校現場での対応と体制が基本です。行政として進めるべきは、少人数学級を実現し、教師をふやし、一人一人に目が届く教育ができる条件をつくることではないでしょうか。また、教育行政として日常その任を負っている町教育委員会の役割を充実することで対応することができると考えます。

なお、議案第7号についても関連する条例改定であります。同じ理由で反対といたします。以上です。

○武富 久議長

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。3番井上君。

○井上敏文議員

皆さんおはようございます。議案第4号 江北町学校いじめ問題調査委員会設置条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

今回上程された条例の制定については、平成24年7月、滋賀県大津市における男子生徒の自殺事案が社会的に大きく取り上げられたことにより、社会総がかりでいじめの問題に対峙していくため、基本的な理念や体制を整備したいじめ防止対策推進法が平成25年9月28日に施行されたことに伴うものであります。

国が法整備してまでも、いじめの根絶を図ろうとする背景には、平成24年度現在で全国の小・中学校で12万人とも言われる不登校の児童・生徒がおり、また、最近、特に学校でのいじめ問題が表面化し、いじめによる自殺者が各地で出ており、大きな社会問題ともなっております。

江北中学校においては、いじめ問題が発生しないよう「いじめ追放宣言」をし、生徒たちがみずから「しない」「見逃さない」「とめる」の3カ条を廊下に張り出すなど、いじめのない学校に積極的に取り組んでおります。

学校としても、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の専門家及びその他関係者により構成される組織を置き、いじめ防止等に関する措置を講じていく必要があります。反対討論の中で、守秘義務の条文がないとの御指摘でございますが、その組織における委員の守秘義務があることは当然のことであり、本条例の施行規則にうたっております。

本町において、いじめ問題が発生しないことを望むものではあります。万が一、本校に重大事態が発生した場合は、いじめ問題調査委員会が迅速に対応し、必要な措置を講じることにより、いじめ問題等を未然に防止することができると思います。よって、本条例は必要であると考えます。

以上により、本議会に上程されました議案第4号 江北町学校いじめ問題調査委員会設置条例の制定について、賛成討論とさせていただきます。

先ほど言われました議案第7号も同じく賛成討論とさせていただきます。

○武富 久議長

ほかに討論の方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第4号 江北町学校いじめ問題調査委員会設置条例の制定については、原案どおり可決と決しました。

日程第3 議案第5号

○武富 久議長

日程第3. 議案第5号 江北町先進的ICT活用教育推進事業整備基金条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第5号 江北町先進的ICT利活用教育推進事業整備基金条例の制定については、原案どおり可決と決しました。

日程第4 議案第6号

○武富 久議長

日程第4. 議案第6号 江北町農産加工所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第6号 江北町農産加工所の設置及び管理に関する条例の制定については、原案どおり可決と決しました。

日程第5 議案第7号

○武富 久議長

日程第5. 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用

弁償支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第6 議案第8号

○武富 久議長

日程第6. 議案第8号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第8号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第7 議案第9号

○武富 久議長

日程第7. 議案第9号 江北町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第9号 江北町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第8 議案第10号

○武富 久議長

日程第8. 議案第10号 江北町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第10号 江北町防災会議条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第9 議案第11号

○武富 久議長

日程第9. 議案第11号 江北町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第11号 江北町災害対策本部条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第10 議案第12号

○武富 久議長

日程第10. 議案第12号 江北町集会所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第12号 江北町集会所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第11 議案第13号

○武富 久議長

日程第11. 議案第13号 江北町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第13号 江北町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第12 議案第14号

○武富 久議長

日程第12. 議案第14号 江北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第14号 江北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第13 議案第15号

○武富 久議長

日程第13. 議案第15号 平成25年度江北町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第15号 平成25年度江北町一般会計補正予算(第7号)は、原案どおり可決と決しました。

日程第14 議案第16号

○武富 久議長

日程第14. 議案第16号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正

予算（第4号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第16号 平成25年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第4号）は、原案どおり可決と決しました。

日程第15 議案第17号

○武富 久議長

日程第15. 議案第17号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第17号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案どおり可決と決しました。

日程第16 議案第18号

○武富 久議長

日程第16. 議案第18号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第18号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案どおり可決と決しました。

日程第17 議案第19号

○武富 久議長

日程第17. 議案第19号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第19号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案どおり可決と決しました。

日程第18 議案第20号

○武富 久議長

日程第18. 議案第20号 平成26年度江北町一般会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

○土淵茂勝議員

平成26年度一般会計予算に反対する理由を述べます。

第1に、4月1日からの8%への消費税増税で8兆円と社会保障の負担増2兆円、合わせて10兆円もの負担増が国民、町民に降りかかっています。そういう中で、防波堤となって町民の暮らしと健康、福祉の増進を図ることが地方自治の本旨であり、町のやるべき仕事です。しかしながら、今年度、平成26年度一般会計予算には、それは盛り込まれておりません。

食料品などの生活必需品の高騰に加えて消費税3%アップで、学校給食費が引き上げられました。せっかく2年前、2012年6月議会で水道料金を引き下げたのに、その効果も台なしになってしまいます。消費税引き上げが所得の低い人へ大きな打撃を与えることは安倍内閣自身が認めていることで、今年度の町の予算に臨時福祉給付金2,400万円、子育て臨時給付金1,570万円を支給するところにあられております。

しかし、これは今回1回限りの措置で、消費税率が下がらない限り、永遠に負担が強いられることをごまかすやり方です。あわせて、この対象から生活保護世帯を排除しており、差別的な措置で認められません。低所得者対策というなら、消費税引き上げを中止することが最も効果ある措置ではないでしょうか。消費税増税を持続的な医療、福祉制度等を構築するための主張は、幻想以外の何物でもありません。後期高齢者の医療保険料が所得割、均等割とも引き上げられました。介護保険制度では、要支援1、2を認定から外し、制度の根幹が崩されてきております。町の国保税も4月1日から10%引き上げられ、実施されます。年金や生活保護費も相次いで引き下げられてきております。

同時に、下水道接続推進補助金300万円に見られるように、その気になれば消費税アップ分を町民のために補填することができます。学校給食費の引き上げ170万円を子育て支援として補填するよう強く求めます。

反対理由の第2に、社会教育費に同和対策費22万5千円が計上されております。質疑の中で名称を改めるとの担当課の答弁がありましたが、その対象は部落解放同盟が行う集会、講座などです。さらに、新たに同和対策事業を自治体に求め、同和教育の普及を目的とする自由同和会負担金も計上されました。既に同和対策事業は国も行っておらず、社会的、経済的状況は解決しております。行政がこのような予算を恒常的に計上すべきではないと考えます。

以上の理由で、一般会計予算案に反対をいたします。

○武富 久議長

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。9番西原君。

○西原好文議員

それでは、消費税率改正に伴う地方消費税の増額が反映された平成26年度一般会計当初予算について、賛成の討論をさせていただきます。

既に御存じのとおり、国において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方消費税法が改正され、税率が5%から8%に改正がなされ、早速本年4月から実施されることとなっております。また、1年半後の平成27年10月1日からは、税率がさらに8%から10%に改正されることとなっております。

これを受けて、地方消費税も1%から1.7%に改正され、さらに、平成27年10月1日からは2.2%に改正されることとなっております。

このように、消費税や地方消費税、地方消費税交付金は、国会において法律改正を経て既に国の制度の中で確立していることであり、町の議会においてその賛否を問うなどの議論をする余地は残されておられません。

現在、国や全国の自治体においては、少子・高齢化に伴う各種サービスを行うための財源不足が深刻化しており、各種施策の実現に向けた財源の確保が急務となっております。今回、増税分の地方消費税交付金は、社会保障の財源に充てることとなっております。これまでの町の社会保障施策にも多額の一般財源を充当してきており、その一般財源を他の施策の充実に使うこともできます。

来年度の町の予算で約1億円と歳入予算総額の約2%を占める地方消費税交付金は、我が町にとってはなくてはならない貴重な財源であることに変わりはありません。今後とも、地方消費税交付金の安定的な確保を望むものであります。今回の増収分の用途は、社会保障4経費に充てることとされており、今回の本町の予算においても明確にされており、適切な予算編成を行っているものと判断し、賛成討論するものであります。

以上です。

○武富 久議長

ほかに討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第20号 平成26年度江北町一般会計予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第19 議案第21号

○武富 久議長

日程第19. 議案第21号 平成26年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第21号 平成26年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第20 議案第22号

○武富 久議長

日程第20. 議案第22号 平成26年度江北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第22号 平成26年度江北町国民健康保険事業特別会計予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第21 議案第23号

○武富 久議長

日程第21. 議案第23号 平成26年度江北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第23号 平成26年度江北町後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第22 議案第24号

○武富 久議長

日程第22. 議案第24号 平成26年度江北町水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第24号 平成26年度江北町水道事業特別会計予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第23 議案第25号

○武富 久議長

日程第23. 議案第25号 平成26年度江北町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第25号 平成26年度江北町下水道事業特別会計予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第24 議案第26号

○武富 久議長

日程第24. 議案第26号 平成25年度江北町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第26号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第8号）は、原案どおり可決と決しました。

日程第25 意見案第1号

○武富 久議長

日程第25. 意見案第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を議題といたします。

質疑を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、意見案第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書は、原案どおり可決と決しました。

なお、可決された意見書については、関係官庁に送付いたします。

日程第26 意見案第2号

○武富 久議長

日程第26. 意見案第2号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を推進するための法律の制定を求める意見書を議題といたします。

質疑を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、意見案第2号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書は、原案どおり可決と決しました。

なお、可決された意見書については、関係官庁に送付いたしたいと思います。

皆さんに報告いたします。陳情書等が提出されておりますが、内容につきましては、お手元に配付しております文書表のとおりであります。

これをもって本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成26年第2回江北町議会定例会は閉会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、平成26年第2回江北町議会定例会は閉会いたします。

午前9時47分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

局 長

書 記